

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十四第

行發日一月九年一十和昭

論叢

不動産取得税に就きて……………法學博士神戸正雄

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫……………經濟學博士小島昌太郎

漁業組合制度論……………經濟學博士蜷川虎三

時論

電氣官營に就て……………經濟學博士作田莊一

家屋税移管問題……………經濟學博士沙見三郎

研究

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士白杉庄一郎

獨逸大銀行と工業の集中運動……………經濟學士田杉競

講演

國際資源の再分配問題……………文學士高原操

說苑

獨逸國新電力政策に就いて……………經濟學士大塚一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

漁業組合制度論

蜷川虎三

本論の目的とする所は、現在の漁業組合制度の性質を究明することによつて、漁村の經濟更生途上、漁業組合が現に當面してゐる問題並にその問題に關する私見を明かにすることに在る。

述べるまでもなく、農山漁村の經濟更生は刻下の急務である。併し如何に急務であることを強調しても、之を達成實現し得るが如き方法手段を採るのでなければそれは單なる空語に過ぎないであらう。従つて、問題はその採る所の方法手段に在つて饒舌に在るのではない。而も經濟更生を企圖する限り、經濟更生それ自體の性質が規定する所の現實的なる方法手段を採るべきで、徒らに神祕化されたる計畫化乃至は公式化されたる計畫化に陶醉することは許されぬ所である。

この意味に於いて、私は、現に行はれてゐる政策としての「經濟更生」に就いては、その政策のよつて立つ理論並に實際の方法に就いて幾多の疑問を抱く者であるが、恐らくそれは、今後も同様なる指導理論の下に續行されるものと想像される。従つて之を幾分にも效果的ならしめるこ

1) 拙稿「經濟更生論」經濟論叢(昭11年3月)

とは、農山漁村の經濟更生の急務とされてゐる今日、極めて緊要なることゝ言はねばならぬ。現在の「經濟更生」に於ける問題は、かゝる意味に於いて、「經濟更生」政策として何處に重點を置き、それを如何にして達成するかといふ點に在る。

問題をかくの如く限定しても恐らく議論は免れないであらうが、私は、組合制度の確立と運営を以て、「經濟更生」に於ける最も重大にして且つ緊要なる問題と考へる。その理由は窮極する所次の二點に歸する。即ち第一に、經濟更生とは要するに弱小生産者の社會的・經濟的抵抗力の保持・強化に他ならぬから、これがためには協同組合制度の確立が根本的な必要條件である。蓋しこゝに謂ふ協同組合とは、弱小生産者の資本の攻勢に對する防衛の組織で、かゝる組織を缺いて、弱小生産者の社會的・經濟的抵抗力が保持され強化されるとは考へ得ないからである。第二に、現在の我國の實際に於いては、協同組合制度どころか、一種の協同組合と認められる産業組合さへ未だ十分なる發達を遂げるに至らず、而も各種の産業部門にはゆる組合の種類と數とは決して少くないが、必ずしも協同組合的性質をもつものではなく、従つて、謂ふ所の農山漁村對策は假令農山漁業對策ではあり得ても、必ずしも農山漁村對策とはなり得ないといふ結果となつてゐる。蓋しそれらの農山漁村の利益を目標とした政策が、よくその効果を農山漁村民の經濟及び生活に滲透せしむる媒介を缺き空廻りするを餘儀なくされるからである。勿論この空廻りは單なる空廻りではなく、別の効果を生じてゐる所に問題があるが今は觸れない。この意味に於いて、現

在の組合制度並にその運営を調査研究して、組合制度並に各種組合運動及び組合經營に就き方向を與へ、改善發達を遂げしむることは重要な問題であると言はねばならぬ。

かくの如き見地から、産業組合、蠶絲業組合、漁業組合、工業組合、商業組合等々は特に取上げられねばならぬものであるが、こゝには先づ現在の漁業組合制度を問題にして見たいと思ふ。特にこゝに漁業組合を問題にする所以は、漁業組合制度の改正後日なほ淺く、理論的にもまた實際的にも解決すべき問題が多いばかりでなく、最も行惱みつゝある漁村の經濟更生が行惱みの原因を専らこゝにもつものと考へられるからである。殊に、先年、私は漁業組合制度の改正の必要を論じ¹⁾、また改正後の組合に就いて種々なる角度から私見を述べる所があつたが、その後の経過を見ると、あれほど強く改正を要望した當業者も、また多大の犠牲と努力を惜まなかつた當局者もこの新制度を育成するに就いては、必ずしも十分ではないやうに思はれるので、こゝに再び私見を述べて大方の教示と批判を仰ぐ次第である。

二

漁業組合制度は、我國の沿岸漁業の特質に基き、沿岸漁業者が一定の漁場に於いて漁業をなしかつたその既得の權利を確立保護する目的を以て制定せられたもので、漁業權制度に伴ふ一制度である。従つてそれ自體の本來の性質としては、協同組合の如き組織・機能を豫想するものではない。即ち、舊漁業法（明治三十四年四月十三日法律第三十四號）に於いては次の如く規定してゐる。

1) 拙著 水産經濟學附錄 參照

第十八條 一定ノ區域内ニ住所ヲ有スル漁業者ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ漁業組合ヲ設置スルコトヲ得

漁業組合ノ地區ハ濱、浦、漁村其ノ他漁業者ノ部落ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ

前項ノ區域ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村又ハ之ニ準スヘキ區域内ニ於テ其ノ地區ヲ定ムルコトヲ得
北海道ニ於テハ郡ヲ以テ漁業組合ノ地區ト爲スコトヲ得

第十九條 漁業組合ハ漁業權ノ享有及行使ニ付權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ自ラ漁業ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 漁業組合ニ於テ其ノ地先水面ノ専用ノ免許ヲ受ケタルトキハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ漁業ヲ爲サシムヘシ

漁業組合制度なるものは、右の規定によつても明かなるが如く、從來一定の區域の沿岸漁業者に總有的に屬してゐた所の一定の漁場に於いて漁業をなす權利を、これら沿岸漁業者を組合員とする漁業組合に享有せしめ、漁業權の主體たらしむると共に、組合員をしてこの權利に基き漁業をなさしめ、組合自らは漁業をなし得ぬといふことによつて、沿岸漁業者の從來の權利を確保し、以て漁業權に於ける法律關係を明確にしたものと言ふことが出来る。而して又、それ以上の何物でもないことも明かである¹⁾。即ち漁業組合は、沿岸漁業者のために、その漁業權を法律的に保持するにとどまり、權利の實體内容たる漁場の自然的生産力を保護し涵養して漁業の存續發展を圖り、沿岸漁業者の經濟及び生活を擁護するといふやうな機能を有せざることは勿論である。従つて漁業組合制度自體として一定の意味を有つものではあるが、それは法律の意味に限られ、漁業並に漁業者の經濟的部面に就いては何等の機能もなく、従つて又、何等の役割をも果し得るものではなかつたのである。權利は漁業組合によつて確く保持されるが、その權利の内容が空に

1) この點に就いては、原暉三氏 日本漁業權制度論、漁業組合法概要 參照

なるもそれは漁業組合の知る所ではない、といふ制度が果して権利の保持になるかどうかは問題であるが、少くとも漁業が一の産業であり、漁業者が、而も社會的經濟的に弱小生産者の地位に在る限り、協同組合的組織を必要とすることは言を俟たぬ所である。¹⁾ゆゑに、漁村に於いて必要とされる組合組織は、少くとも、次の二つである。

(一) 漁業權制度に對應する制度としての「漁業組合」

(二) 沿岸漁業並に沿岸漁業者の經濟的地位・性質から要求される「漁村協同組合」

而して、この兩者がその組織・機能に於いて相容れぬものであれば、漁業權制度をその儘に維持する限り、漁村に兩種の組合組織を認むるより他なく、若しこれが一の組合の機能として満足し得るものであれば、勿論、その便利なるに若くはない。また其處に多少の問題を生ずるにしても、之を解決する方法を講じて、一組合を以て十分なる活動をなさしむることが効果的であることは明かである。

明治四十三年に現行漁業法が制定されたのであるが、當時、この點に就いて種々なる議論があり、結局、漁業組合に於いて、「共同施設」をなし得る規定を加へ、幾分か漁業組合に經濟的機能を賦與することになつたが、漁村協同組合を必要とする漁村の實情からすれば極めて鵠的なるものであつたことは争はれぬ所である。即ち漁業法の規定は次の如くである。

漁業組合ハ漁業權若ハ入漁權ヲ取得シ又ハ漁業權ノ貸付ヲ受ケ組合員ノ漁業ニ關スル共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
漁業組合ハ自ら漁業ヲ營ムコトヲ得ス

組合員ハ漁業組合ノ取得シ若ハ貸付ヲ受ケタル専用漁業權又ハ入漁權ノ範圍内ニ於テ各自漁業ヲ爲スノ權利ヲ有ス但シ組合
規約ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

こゝに所謂「組合員の漁業に關する共同の施設とは、農商務省訓令（明治四十四年二月十日）によれば、

- (一) 漁港、波止場、船揚場、乾場、魚揚場、生洲、貯氷場其ノ他共同施設ニ必要ナル營造物ノ設置ニ關スルコト、
- (二) 人工漁礁ノ築設其ノ他漁場ノ利用ニ關スルコト、
- (三) 漁附林其ノ他漁業ニ關シ必要ナル森林ノ保護及設置ニ關スルコト、
- (四) 暴風雨警報ニ關スルコト、
- (五) 遭難救助及遺族救済ニ關スルコト、
- (六) 漁獲物又ハ漁獲物製品ノ共同販賣ニ關スルコト、
- (七) 漁獲物ノ共同製造ニ關スルコト、
- (八) 餌料其ノ他漁撈及漁獲物製造ニ要スル原料又ハ物品ノ共同販賣ニ關スルコト、
- (九) 漁獲物、漁獲物製品、餌料其ノ他ノ共同運搬ニ關スルコト、
- (十) 漁業資本ノ供給ニ關スルコト、
- (十一) 貯金ノ獎勵ニ關スルコト、
- (十二) 組合員ノ訓育及啓發ニ關スルコト

等を擧げてゐるが、要するに、漁業組合が組合の機能として經濟的部面に作用することを認めながら、而も何處までも形式的に漁業權を組合員のために保持する點に囚れてゐるために、直接漁業權の内容に及ぶが如き經濟活動は之を認めざるのみならず、共同施設の範圍に就いても、經濟活動が漁業權に影響を及ぼす危険性のあるものは之を避け、而も産業組合との重復を嫌つてか漁業に關する共同施設に限り、漁業者の生活部面に關するものは之を認めないのである。従つて舊漁業法と同じく、組合自ら漁業を營むことを禁じてゐるし、また組合がその經營に要する資金に就いては何等の道も開いてはゐない。

勿論かくの如き程度の共同施設に於いても、漁場の自然的生産力が強大豊富なるものであり、

而も漁獲物の販賣に就いて好適の市場を控へたる漁村に於いては、經營當を得る限り相當の成績を擧げ得る譯であり、また事實かゝる漁村及び漁業組合も見られるが、寧ろ特例に屬する。従つて、共同施設事業の獎勵助成に努めたものゝ漁業組合の活動を十分ならしめ得なかつたといふことは當然の歸結といはねばならぬ。かくして、昭和五年の恐慌に襲はれるまで、一部の先覺者の注意にも拘らず、漁村及び漁村問題は殆ど看過されてゐたと言つても決して過言ではない。

併し恐慌によつて暴露された漁村經濟の弱體は、漁村の經濟更生の必要を實證したので、最早半身不隨的な共同施設を以てしては間に合ぬことゝなり、漁業法の改正を見るに至つたのである。即ち昭和八年三月二十八日法律第三十三號を以て改正、昭和九年八月一日より施行されたが、改正漁業法に於いては、漁業組合に於ける漁村協同組合的色彩を著く濃厚とし、出資、責任の二制度を確立し、一定の制限の下に漁業自營を認むると共に、「漁業協同組合」なる名稱の下にその特質を明かにしてゐる。即ちその規定によれば、第四十三條第二項に於いて、組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要なる共同の施設として、組合員の生活部面に關する共同施設もその目的に加へ、第三項に於いて、漁業組合は本法に別段の規定ある場合を除くの外自ら漁業を營むことを得ずとし、左記第四十三條の二の第一項第三號乃至第四號の事業を行ふ組合にして而も組合員に出資を爲さしむる組合は之を「漁業協同組合」と稱し（第四十三條ノ三第二項）、漁業協同組合は命令の定むる所により行政官廳の許可を得て自ら漁業を營むことを得るものとしてゐる（第四十三條ノ八）。

1) 山本美越乃博士 水産經濟(大正二年)

第四十三條ノ二 漁業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他漁場ノ利用ニ關スル施設
- 二 船溜、船揚場、漁礁其ノ他組合員ノ漁業ニ必要ナル設備ノ設置
- 三 組合員ノ漁獲物其ノ他ノ生産物ノ加工、保藏、運搬又ハ販賣ニ關スル施設
- 四 組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給ニ關スル施設
- 五 組合員ノ遭難防止又ハ遭難救恤ニ關スル施設
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

即ち之によつて明かなるが如く、改正以前に在つては、組合員の漁業に關する共同の施設として農商務省訓令が説示するにとゞまつたものが、改正漁業法に於いては漁業組合の事業として明確に規定され、殊に前記の第三號及び第四號に於いて、漁村協同組合としての主要機能をつくさんとするものである。従つて、こゝでは、漁業組合が専ら漁村協同組合たることを使命とし、たゞ漁業權制度の關係上、單純に漁村協同組合一本の性質を徹底し得ず、漁業權の保持者としての漁業組合の性質から制約を受けざるを得ない結果となつてゐる。即ち、漁業の自營が原則としては禁じられ、例外的に認められてゐるのがそれである。¹⁾

漁業組合の從來の狀況に鑑み、改正漁業法が一律に漁村協同組合化することなく、漁業組合を(一)特別經濟行爲をなす組合(前記第三乃至第四號の事業を行ふ組合)と(二)然らざるもの、即ち從來の漁業組合とに區別し、(一)を更に(イ)出資制度をとる組合、「漁業協同組合」と(ロ)出資制度をとらぬ組合に分ち、(イ)に就いては無限、保證、有限責任の何れかを(ロ)に就いては無限、保證の何れかの

1) 前掲拙著「漁村の更生」p. 164.

責任制度をとることに定め、漁業組合を六種の形態に區別してゐる。既に私が屢々論じた如く、漁業組合が眞の漁村協同組合たることが理想であり漁業組合運動の目標であるが、¹⁾漁村並に従來の漁業組合の實情から見て、制度的には「漁業協同組合」を基準として而もその間に階梯を設けることが適當であらうと思はれる。従つて現在に於いては、問題は漁業組合制度自體よりもこの制度を如何に運用して、漁村の經濟更生の地盤をつくるかといふ點に在る。

三

上述の如く、漁業組合制度の改正は、漁業組合をして、單に形式的なる漁業權の保持者たるにとどまらしめず、眞に漁村協同組合としての組織機能を有せしめ、實質的なる漁業權の保持者たらしむると共に、漁村に於ける中樞經濟機關として活動せしむることに在る。

このことは、論ずるまでもなく極めて明瞭のことである。従つて制度的の改正が行はれ、少くとも漁村協同組合を目指して漁業組合の進展を企圖する地盤が一應出來た以上、漁業組合關係者は、當然にこの目標に向つて漁業組合の經營に當りまた漁業組合運動を活潑ならしむべきであり、政府は、漁業組合政策を確立して之が指導監督に當るべきことは言ふまでもない所である。殊に、漁村の實情を知る者は、その指導が如何に重要であるかは十分に知る所であらう。

然るにこの點が極めて看過輕視されたといふことは遺憾なことといはねばならぬ。

第一に、當業者側に於いて、あれ程強く漁業組合制度の改正を要望して置きながら、制度改正

1) 拙稿「漁業組合論」經濟論叢(昭8年1月)

と共に、漁業組合運動を如何に起し之を如何に發展せしむるかに就いて何等確乎たる計畫なく、従つて一定の方針に基く實行の如きがあり得る筈はなく、極めてお座なりの一時的のものしか行はれてゐない状態である。少くとも漁業組合運動としては次の如き問題が考へられねばならぬが果してそれだけが注意されてゐるであらうか。

(一) 漁業組合運動の指導方針

(二) 漁業組合内部の問題

1 漁業組合各個の經營—組合及び組合員の指導監督並にその方策

2 漁業組合の聯絡統制—その方法と機關

3 漁業組合の擴大強化のため必要なる諸手段諸方策

(三) 漁業組合の外部的問題

1 政府に對する必要諸施設の要望

2 既存諸組合との聯絡、關係の調整

3 漁業組合運動の大衆化

これらの點が看過されてゐるのは、要するに、現在の漁業組合に就いては全然聯絡統制の機關がなく、漁業組合運動の主體となるものが存在せざることによるものである。従つてかゝる組織化の行はるゝまでは當然に水産會が母體となるべきであるが、水産會はその事業を求めつゝ而も

何等の事業をなさざる現状に在り、甚だ遺憾とされてゐる。若し水産會が現在のその使命を自覺するならば、漁業組合運動並にその促進こそ最大の事業であらう。

かくの如き事情であるから、漁村及び漁業組合の各個に就いて見れば、それらの關係者がその意識に於いて改正制度に適應する者は甚だ少く、舊の如しといった状態である。果してこれで漁業組合の發展が期せられるか甚だ寒心に堪へぬ次第であるが、之が對策としては、政府が漁業並に漁村に關する政策を確立し、その下で漁業組合に對する政策を樹立し之を強行することを望むより他はない。漁村の經濟更生が漁業組合の更生を基礎とする限り、漁業組合を指導し之を發展せしむるこそ經濟更生を圖る所以でなければならぬ。若し然りとすれば、現在行はれてゐる漁村の經濟更生の方策の如きは再吟味を要するものと考へられるし、また漁業組合に對する經營指導その他の諸方策施設に就いて更に確立整備する必要のあるものが多いであらう。現在の状態を見ると、寧ろ何も行はれてゐないといつた方が適當のやうに思はれる。従つて漁村の經濟更生の如き前途遙なるものがあるといはねばならぬ。

ゆゑに、若し政策として漁業組合に對する方策の確立を望むとすれば、恐らく次の如き點が問題となるであらう。

(一) 漁業組合政策に於ける根本方針の確立。殊に漁業及び漁村政策と協同組合政策の基礎の下に確立されねばならぬ。

(二) 漁業組合の經營に關する指導監督の方策、施設。現在の所では指導監督の機關も整備されてゐない。

(三) 諸種の漁業及び漁村政策と漁業組合政策との關係を十分にすること。殊に、現在の狀態で見ると、經濟更生部の仕事と水産局の仕事とが漁村で交錯してゐるといふやうに、政策並にその實施に於いて統一性がない。

勿論、何事も一時に解決されるものでないことは明かであるが、漸進的にもせよ、一定の見通しと方針との下に行はるゝならば、假令その個々のものが效果の小なるものにしても、政策及び施設が全體として與へる所のものは決して小さいものではないであらう。

要するに、漁業組合制度は改正されたがその效果をあげべき方策は殆ど看過されてゐるといふのが現在の狀態である。従つてこの儘では、到底漁業組合の健全なる發達を望み得るものではない。況んやそれが漁村協同組合としての使命を達成することの如きは期待し得るものではない。勿論これが改正の要望や主旨と反することは明かであらう。かくて、この改正制度は、改正以前に於いても共同事業に於いて相當成績をあげ得た漁業組合に就いて經營が便利となつたといふ效果にとゞまることゝなる。而してその效果は、漁村に於ける資力ある漁業者の利益を専ら擁護するものとして作用するであらう。我々は漁村のために、この事實を十分に注意しなければならぬ。現在、漁業組合の改組即ち「漁業協同組合」への組織變更が熱心に行はれてゐるが、右の如き事情

の下で、果して幾何の效果があるか、その效果が何處に歸着するか問題であらうと思はれる。また漁業組合中央金庫の如きも盛に唱へられてゐるが、果してその實現性のあるものであらうか。假令その實現性があるにしても、よくそれが中央金庫としこの機能をつくし得る地盤があらうか。

四

漁業組合制度が漁村に於ける協同組合制度として認められた以上、各個組合が漁村協同組合としての組織機能を有し合理的に經營されることは望ましいことである。またその合理的なる經營のために、組合が組織統一され、それがために中央機關の整備されることも望ましいことといはねばならぬ。殊に漁業組合中央會、漁業組合中央金庫の如き機關が必要とされるであらう。

併しこれは何れも一般的な意味に於いて望ましきことであり必要とされるもので、具體的の場合、直ちにこれが實際化されることを必要とし、また適當とするか否かは自ら別個の問題に屬する。

先づ第一に、各個の漁業組合に就いて見るに、現在の制度として直ちに漁業協同組合として組織變更が必要であるか否かといふに必ずしも必要ではないであらう。

(一) 漁業組合が成立する自然的地盤である漁場の自然的生産力の極めて貧弱なものがある。換言すれば、専用漁業權の實質的内容が殆ど空虛に近いものがある。かゝるものに就いては、先づ生産的地盤を如何にして開拓するか、他に有利なる漁業權があれば、之を如何に組合員のため行使

するか、それらの方策が得られてから改組して決して遅くはない。またかゝる漁業組合に於いて、販賣購買の事業が有力に行はれるとは考へられない。寧ろ産業組合への團體加入を利用すべきである。産業組合は決して漁業組合と對立するものではなく、寧ろ産業組合は最も發達せる協同組合として漁業組合の育成に當るべきであり、漁業組合としては、その信用事業購買事業の如きを大いに利用しなければならぬ。

(二) 漁業組合に於ける組合員の意識が甚だしく低度の場合、或は組合員間に利害の對立があり協同を妨げる事情がその他にも存する場合には、先づこの妨害諸事情の解消が必要である。蓋し、かゝる場合に、假令漁業協同組合を組織しても、經營を圓滑に行ふことが不可能であらうし、また一部の者の利益を増進しても全體の利益を擁護することにはならないであらう。

要するに、先づ漁業組合自體を檢討し、漁村の實情に即して方策を樹て、組合を如何に機能せしむるかを定めると共に、これに必要な方法手段を講ずる必要がある。従つて漁村民殊に漁業組合員の指導訓練が重要であり、各地方に在る關係者がよくその任をつくすのでなければかゝる地盤を開拓することが出來ないと思はれる。この點に就いても現状は甚だ不備である。結局迂遠の方法と思はれる漁村の青年教育の如きが反つて捷徑であらう。而してこれは、水産方面からは行はれないで、青年團や産業組合青年聯盟等の力によることとなるであらう。これが水産の現状である。

第二に、漁業組合の聯絡統制であるが、現在の所全くそれが無い。先に述べたるが如く、漁業組合運動の指導方針の確立までは水産會が之を擔當し組織化に努める他はない。かくして他方的に全國的に組織化されて漁業組合中央會の如き機關を整備し得れば、之によつて組合の經營の指導監督その他の必要なる事業を行ふことが可能となり、漁業組合運動を指導することが出来るであらう。殊に漁業組合が六種の形態を異にするものより成るのであるから、一律に、中央金庫の活用により資金關係のみで經營を指導監督するといふことは困難で中央會の如き機關の使命は重大である。

漁業組合中央金庫の設置も、先に述べたるが如く望ましいことである。一般的に見れば、特定の協同組合制度には、それに適應した中央金庫が必要である。蓋し、特定の協同組合制度を認める以上、それだけの特殊な生産的地盤が存在することは明かで、従つて資金も特殊性をもつから、これが融通に適切なる機關を必要とするし、また資金の流通によりかゝる機關を以て組合の經營並に聯絡を指導統制監督する必要があるからである。この意味に於いて、漁業組合制度に於いて漁業組合中央金庫を整備することは重要でありまた當然であるといはねばならぬ。

併しながら、現實は必ずしもこの理論の要求するが如き條件を満足するものではない。

第一に、漁業組合制度は、現在の所、漁村協同組合制度として確立されんことを目標としてはゐるものゝ、漁業組合が漁業協同組合に改組し十分なる經營の可能なるものは極めて僅少であり、

大部分のものは寧ろそれだけの地盤をつくる必要なる状態である。また漁業協同組合となつたものでも、果して協同組合的な經營が可能であるかどうか、先に述べたやうに、さうした地盤が開拓されてゐない状態である(組合運動、組合政策の不備)。従つて現在の漁業組合制度の實狀は、必ずしも漁村協同組合制度とは認められないから、之を以て直ちに中央金庫の設置を要求することは出来ないであらう。假に設置されたところで、活動のしようがないであらう。而も強て活動すれば、一部の漁業家の救濟機關たるにとゞまると考へられる。

第二に、現在の漁業組合に就いては、何等の聯絡統制なく、全體としての經營指導も各個の經營指導も行はれてゐない。従つて、組合に關する調査・監査(會計監査經營監査)も行はれてゐない始末である。果してかくの如きを以て協同組合制度を理想とする組合活動といへるであらうか。中央金庫の設置される地盤は全く未開拓の現状である。中央金庫を他の目的に利用するならば兎に角、然らざる限り、假令中央金庫を設置するとも眞に漁村の經濟更生に資する漁業組合の經營の動力とすることは不可能であらう。

この意味に於いて、先づ、先に述べた漁業組合運動及び漁業組合政策に於ける指導方針の確立並に實際方策を促進實行して、それだけの地盤をつくるのが急務である。漁業組合中央金庫の必要なるは言を俟たぬ。併し必要なればなる程これに先行する手段を講ずる必要があらうと思はれる。この點に就いて、一部の漁業組合中央金庫主唱者の考慮を求めねばならぬ。

併し、漁業組合中央金庫の要望の聲の高いのは、また一面、漁業乃至漁村金融の如何に圓滑を
 缺き困難であるかを物語るものとして注意しなければならぬ。そのために、兎に角、漁村本位の
 金融機關を要望するのである。従つてこれは如何にしても解決しなければならぬであらう。漁
 業及び漁村金融の困難なる事情は、

- (一) 漁業經營が合理的に行はれぬこと、
- (二) 漁業組合が上述の如くその經營に於いて必要なる要件を満足してゐないこと、
- (三) 金融機關が漁業に關する認識を缺き、漁業經營乃至は漁業組合經營に就いて正當なる判斷を
 下し得ず、一概に危險視すること、

(四) これらの諸事情を解消乃至緩和するために必要なる漁業及び漁村對策の講ぜられぬこと、
 等が主なるものであらう。低利資金の融通さへ圓滑に行かないのであるから、假に、産業組合中
 央金庫を漁業組合のために利用するにしても、¹⁾ これらの事情が存する限り決して漁村金融が圓滑
 に行くとは考へられぬ。従つて、何れにしても漁業組合の經營を合理的に且つ健全なものとして、
 一般の信用を高めると共に、各種の金融機關の漁業に關する認識と理解を深めしめなければなら
 ぬ。この點に關する官民の努力は著しく不足してゐるやうに思はれる。

右のやうな理由から、資金の問題に就いては、今日直ちに漁業組合中央金庫の實現を望むこと
 は困難なる事情に在る。而も漁業組合としては資金の融通の道がなければならぬ。従つて實際問

1) そのこと自體に問題があるが今は觸れない。

題としては、漁業組合の産業組合への團體加入の方法をとるより他に道はないであらう。たゞ先に述べたやうに漁村金融の困難なる事情があり、この點に就いては、産業組合漁業組合共に十分なる指導に努めて、圓滿なる關係を保持せしむる必要がある。而して之を如何に進行せしむるかは、兩組合の努力如何にもよるが、政府當局者の漁村並に協同組合制度に對する認識如何に關はつてゐると言はねばならぬ。

以上に、漁業組合制度並にその問題に就いて一應私見を述べたが、漁村經濟更生の鍵として要望された改正制度の連營の狀況及びそれに關聯する問題を見ると、遺憾の點の多いことを認めなければならぬ。これらの點が今後如何にして解決されるか、それは勿論本文の問題でないが、たゞ漁村の經濟更生の前途なほ遑遠なるを思はしめる。